

環廃対発第1303182号
環廃産発第1303181号
平成25年3月18日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の
施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第12号。以下「改正政令」という。）が平成25年1月23日に公布されたところであり、また、これに伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成25年環境省令第3号。以下「改正省令」という。）及び産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示（平成25年環境省告示第9号）が平成25年2月21日に公布され、平成25年6月1日から施行されることとなっている。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正の趣旨

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく環境基準について、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成21年環境省告示第78号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成21年環境省告示第79号）が平成21年11月30日に公布され、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「水質環境基準」という。）の項目に1,4-ジオキサンが、

地下水の水質汚濁に関する環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の項目にトランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンの3物質が追加されるとともに、1,1-ジクロロエチレンの水質環境基準値及び地下水環境基準値が変更された。なお、トランス-1,2-ジクロロエチレンについては、シス-1,2-ジクロロエチレンが既に規定されていたことから、両者を合わせて、1,2-ジクロロエチレンとして規定されている。

これを踏まえ、今次改正は、特定の施設から排出される一定濃度以上の1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物を特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第5項に定める特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）に追加し、1,1-ジクロロエチレンを含む特別管理産業廃棄物に係る基準を変更するとともに、これらの特別管理産業廃棄物について必要な規定の整備等を行うものである。

また、一般廃棄物最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条第2項に規定する最終処分場をいう。以下同じ。）及び管理型最終処分場（令第7条第14号ハに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）から排出される放流水の基準について、1,4-ジオキサンの基準を設定するとともに、1,1-ジクロロエチレンに係る基準の変更を行うほか、一般廃棄物最終処分場、遮断型最終処分場（令第7条第14号イに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）、安定型最終処分場（令第7条第14号ロに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）及び管理型最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）周縁の地下水の基準並びに安定型最終処分場の浸透水の基準について、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンの3物質に係る基準を設定するとともに、1,1-ジクロロエチレンに係る基準の変更を行うものである。

第2 改正の内容

1 特別管理産業廃棄物の追加等（令第2条の4関係）

（1）特別管理産業廃棄物の追加

別紙に掲げる施設を設置している事業場において生じたばいじん、汚泥、廃酸若しくは廃アルカリ又はこれらを処分するために処理したものであって、1,4-ジオキサンを環境省令で定める基準を超えて含むもの、及び廃溶剤（1,4-ジオキサンに限る。）である廃油若しくは当該廃油を処分するために処理したものであって1,4-ジオキサンを環境省令で定める基準を超えて含むものを新たに特別管理産業廃棄物に追加したこと。

環境省令で定める基準は、1,4-ジオキサンを含む汚泥及びばいじんにあつては溶出濃度を0.5mg/L、1,4-ジオキサンを含む廃酸及び廃アルカリにあつては含有濃度を5mg/Lとし、これらの産業廃棄物を処分するために処理したものにあっては、当該処理物が廃酸又は廃アルカリに該当する場合は含有濃度を5mg/L、それ以外の場合は溶出濃度を0.5mg/Lとしたこと。

なお、産業廃棄物に含まれる1,4-ジオキサンについての実態調査の結果、廃塗料の固化物から1,4-ジオキサンが検出されている事例があつたが、当該産業廃棄

物は廃溶剤である廃油を含む混合物として特別管理産業廃棄物に該当することに留意されたいこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更

1, 1-ジクロロエチレンを含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準については、1, 1-ジクロロエチレンを含む汚泥及び1, 1-ジクロロエチレンを含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリ以外のものにあつては溶出濃度を1 mg/L、1, 1-ジクロロエチレンを含む廃酸及び廃アルカリ並びに1, 1-ジクロロエチレンを含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリに該当するものにあつては含有濃度を10mg/Lとしたこと。

なお、他の要件については従前どおりであることに留意されたいこと。

2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準(令第6条及び第6条の5関係)

1, 4-ジオキサンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準を溶出濃度で0.5mg/Lとし、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができることとしたこと。一方、この基準に適合しない廃棄物は焼却処理等を行いこの基準以下とした上で公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てなければならないこと。ただし、この基準に適合しない廃棄物のうち燃え殻又はばいじんは公共の水域及び地下水と遮断されている場所で埋め立てることとしたこと。

また、1, 1-ジクロロエチレンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準を溶出濃度で0.2mg/Lから1 mg/Lに変更し、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができることとしたこと。一方、この基準に適合しない廃棄物は焼却処理等を行いこの基準以下とした上で公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てなければならないこと。

なお、廃酸又は廃アルカリの埋立処分は禁止されていること、廃油の埋立処分に当たってはあらかじめ焼却又は熱分解を行う必要があること、廃油、汚泥（令第6条第1項第4号イ（1）に規定する汚泥を除く。）、廃酸若しくは廃アルカリ（令第6条第1項第4号イ（2）に規定する廃酸若しくは廃アルカリを除く。）又は特別管理産業廃棄物の海洋投入処分は禁止されていることに留意されたいこと。

3 廃棄物最終処分場に係る水質基準関係

(1) 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係る放流水の基準改正（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）別表第1関係）

一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の放流水に係る基準項目に1, 4-ジオキサンを追加するとともに、その基準値を0.5mg/Lとしたこと。また、1, 1-ジクロロエチレンの基準値を0.2mg/Lから1 mg/Lに変更したこと。

(2) 廃棄物最終処分場に係る周縁地下水及び安定型最終処分場に係る浸透水の基準改正（基準省令別表第2関係）

廃棄物最終処分場の周縁地下水及び安定型最終処分場の浸透水に係る基準項目に1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーを追加するとともに、1,4-ジオキサンの基準値を0.05 mg/L、塩化ビニルモノマーの基準値を0.002mg/Lとしたこと。また、シス-1,2-ジクロロエチレンについて、トランス体を含め、基準項目を1,2-ジクロロエチレンに変更するとともに、1,1-ジクロロエチレンの基準値を0.02 mg/Lから0.1 mg/Lに変更したこと。

(3) 廃棄物最終処分場に係る経過措置（改正省令附則第2条から第5条まで関係）

既存の一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場において、浸出液処理設備の改良等による1,4-ジオキサンへの対応が現状では技術的に困難な状況であることから、既存の一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場については、当分の間、放流水に係る1,4-ジオキサンの基準値を10mg/Lとしたこと。

また、一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要であるが、改正省令の施行から2年を経過するまでの間に行われる廃止については、改正省令の施行からの期間に応じ、水質検査の期間を短縮する経過措置を設けたこと。

(4) 特定廃棄物の埋立処分基準（改正省令第6条及び附則第6条関係）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第26条に規定する特定廃棄物の埋立処分基準について、令第3条第3号及び第6条第1項第3号に規定する廃棄物の埋立処分基準と同様の改正を行ったこと。

4 検定方法関係

(1) 特別管理産業廃棄物関係の検定方法

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）に、1,4-ジオキサンに係る検定方法を追加したこと。

海洋投入処分を行おうとする廃棄物（有機性汚泥を除く。）について、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法に基づき検液を作成し、排出基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める方法により検定すること。ただし、活性炭抽出ーガスクロマトグラフ法においては、廃棄物試料中のきょう雑物の影響を低減するため、試料水を20mLとすること及びカートリッジ型ODS又はポリスチレン樹脂充填カラムを使用すること。

また、海洋投入処分を行おうとする有機性汚泥について、溶媒抽出・ガスクロマトグラフ質量分析法を新たに定め、この方法により測定を行うこととしたこと。

(2) 廃棄物最終処分場関係の検定方法

廃棄物最終処分場の放流水、周縁地下水及び浸透水に係る水質検査の方法は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成10年環境庁・厚生省告示第1号）によること。

第3 特別管理産業廃棄物の追加に関する留意事項

現に特別管理産業廃棄物処理業の許可を有している者が、新たに特別管理産業廃棄物に追加される1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物の処理を改正政令及び改正省令の施行日後に行おうとする場合には、特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可が必要となるため、速やかに所要の手続きを指導されたいこと。この場合において、当該特別管理産業廃棄物処理業者における処理方法が、1,4-ジオキサンを有効に処理できるものであることを確認した上で許可されたいこと。

また、1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物を現に処理している産業廃棄物処理施設において、改正政令及び改正省令の施行後も引き続き1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物を処理する場合にあっては、規則第12条の8各号のいずれにも該当しないならば、施設の変更の許可を要しないことに留意されたいこと。

第4 その他の留意事項

改正政令においては、令第2条の4第5号に定める特別管理産業廃棄物に1,4-ジオキサンを含む廃棄物を追加するに当たって、同号に新たに下位の階層を設ける等の所要の規定の整理を行ったが、第2の改正内容以外には実質的な変更がないこと。

別紙 1,4-ジオキサンを発生する施設一覧

排出源		廃棄物の種類		
業種	施設	廃油	汚泥、廃酸又は廃アルカリ	ばいじん
21. 化学繊維製造業	ハ 原料回収施設	○	○	
33. 合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設	○	○	
	ロ 水洗施設		○	
	ハ 遠心分離機		○	
	ニ 静置分離器	○	○	
	リ 廃ガス洗浄施設		○	
	ヌ 湿式集じん施設		○	
37. その他の石油化学工業	イ 洗浄施設		○	
	ロ 分離施設		○	
	ハ ろ過施設		○	
	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設	○	○	
	タ 廃ガス洗浄施設		○	
38の2. 界面活性剤製造業	反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	○	○	
46. その他の有機化学工業製品製造業	イ 水洗施設		○	
	ロ ろ過施設		○	
	ニ 廃ガス洗浄施設		○	
47. 医薬品製造業	ロ ろ過施設		○	
	ハ 分離施設		○	
	ニ 混合施設	○	○	
	ホ 廃ガス洗浄施設		○	
50. 試薬製造業	試薬製造施設（1,4-ジオキサンの製造の用に供するもの）	○	○	
66の2. エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設		○	○	
71の2. 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	イ 洗浄施設	○	○	
廃油の蒸留施設（1,4-ジオキサンの回収を行うものに限る。）		○	○	
1,4-ジオキサンによる表面処理施設		○	○	
1,4-ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設		○	○	
産業廃棄物の焼却施設（1,4-ジオキサンを含む廃棄物の処分の用に供するものに限る。）				○

注）業種番号と施設番号は水質汚濁防止法施行令別表第1による。